

# 花菖蒲ノ會会報

神社本庁代理人弁護士小川尚史氏による

「総長選任問題に関する判決の解説」を

反面教師に、神社本庁本来の姿を考へる②

【憲章制定の目的と敬神生活の綱領、及び庁規との関係】

昭和五十五年に制定された「神社本庁憲章」は、昭和五十年三月、「本庁機構に関する委員会」より、「宗教機能に関する規定」を整備充実されたいとの要望を受けて制定作業が開始されました。庁規との関係について『神社実務提要』（神社本庁編）は、「神社本庁憲章」は団体の基本的規範であり、「神社本庁庁規」は法人の基本規則であると解説して

ります。神社本庁は、このやうな「憲章」と「庁規」との関係のもとで、目的に掲げる祭祀の振興のための活動を推進し、法人の運

## 統理様のもとで

### 神社界の真姿を顕現しよう

営は、本来の活動を支えるためのものであるとして、包括下神社に対しても指導してきたのです。

憲章制定の目的は、前文後段の次の文章に言い尽くされています。

爾来、神社本庁は、全国神社の包括法人として、庁規を中心に運営されてきたが、今日まで重要な懸案とされてきたのは、精神的統合の紐帯として、基本的規範を確立整備することであった。よって、ここにその大綱を成文化して本憲章を制定し、以て神祇の祭祀を継承するに遺憾なきを期するもので



令和5年  
4月15日  
第11号

ある。

つまり、「庁規を中心に法人運営してきたが、団体として大切な精神規範を明文化して、庁規（法人）の上に定めよう」といふことです。

そして、全十九条からなる「神社本庁憲章」では、前文に続いて神社本庁の目的を定めてみましたが、第三条において次の通り、その使命を具体的に謳ひあげて

**第三条 神社本庁は、敬神尊皇の教学を興し、その実践綱領を掲げて、神職の養成、研修、及び氏子・崇敬者の教化育成に当る。**

「実践綱領」とは、言ふまでもなく「敬神生活の綱領」のことです。

【『敬神生活の綱領』制定までの経緯と本庁教学】

「敬神生活の綱領」は、神社本庁設立十周年記念式典において決議、制定されました。そこに至るまでの十年間は、試行錯

誤と苦難の連続でしたが、それまでの過程に、神社本庁の基礎を整へた先人の思ひが込められています。

神社本庁は、神道指令による神社の官制廃止といふ非常事態の中、神社神道の道統を護持するために設立されましたが、占領下においては、祝詞例文にさへ皇室の御事に触れることを避けざるを得ない状況でした。

昭和二十七年に日本が独立して、やうやく斯道の「復興」へ向けて動き始めました。そして設立十周年を迎へる昭和三十一年を目標に、さまざまなが集約、具体化されてゆきました。

神社神道のあるべき姿を求めて、「教学の刷新」が希求され、その一つの集大成が「敬神生活の綱領」でした。

この綱領制定によって神社本庁の目指すものが対外的に表明され、そこに寄せられた斯界関係者の熱意が、その後の諸活動の基盤となったのです。

この神社本庁の歩みを踏まへて憲章の各条文を読むと、憲章とは、「国史を貫いて不易」である道統を護持してゆくための、神社本庁の基本的規範、精神的規範であることが理解されます。

いはば、神社本庁版の「自主憲法」です。

前述の通り、第三条は、「神社本庁の教学」について端的に記してゐますが、第五条では、次の通り、統理が神社本庁の代表者であると、明確に記してゐます。

第五条 神社本庁に統理以下の役員、その他の機関を置く。

2 統理は、**神社本庁を総理し、これを代表する。**

3 第一項の役員、その他の機関については、規程で定める。

つまり敬神尊皇の教学に基づく神社本庁の諸活動は、**統理のもとに機能してゐるのです。**「統理のもとに機能」してゐることを、われわれは肝に銘じねばなりません。

法人としての役割は本来の活動を支へるものでなければならず、それに徹するのが代表役員及び責任役員の務めです。

【**団体の役員」と「法人の役員」**】

憲章の第五条三項にある「規程」とは、「神社本庁役員その他の機関に関する規程（以下、役員規程）」のことで、憲章に併せて制定された規程です。つまり、

この**役員規程と憲章はセット**で、法人（庁規の規定）の上に位置する団体（古来の伝統に基づく神社統合の団体）の根本規範となります。

この規程にある「役員」とは、法人の責任役員ではなく、団体の役員のことです。本規程の第七条には、次のやうにあります。

第七条 役員及び監事は、評議員会で選任する。

2 総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。

この役員規定をうけて、庁規の役員条項（庁規第十二条）が規定されてゐるのですから、この点の解釈も小川弁護士や一審判決は、間違へてゐます。

そして極めつけが、神社本庁憲章の第十条一項です。

第十条 神社本庁の議決機関は、**評議員会とする。**

つまり、団体としての議決をするのは「評議員会」なのです。役員会での議決による決定は、限定的なもので、乱用は許されずです。

そして、憲章の第十七条には、**第十七条 庁規及び規程等は、この憲章に準拠しなければならぬ。**

ならない。

附則 3 この憲章施行の際、庁規及び従前の規程等は、この憲章に基いて定められたものとみなす。

とあります。庁規以下の諸規程は、この憲章に基づかなければならないのです。

「月刊若木」二月号の解説記事を反面教師として、神社本庁のあるべき姿を考へてきました。

この大切な問題について、皆様も意見を酌み交はしていただければ有難いと思ひます。

### 感想文コーナー 【「敬神尊皇」を想う】

「形式的行為……」

じゃないですよね？」

皆さまは、神社本庁発行『若木2月号』に掲載されていた「総長選任問題に関する判決の解説」を読みましたか？

その中にあつた

「本判決の最大の意義は、総長を実質的に決定するのは役員会……統理による指名という行為は……役員会の判断に基づいて行はれる**形式的行為**にすぎない」という文章。これには、びっくりされた方も多かったのではないのでしょうか？

まさか統理の「指名」を「形式的行為」とは……

**神社本庁の掲げる「敬神尊皇の教学」をどこへ忘れて来てしまったのでしょうか。**

いくら一審の判決文をうけてのこととはいえ、こうした「敬神尊皇の教学」をないがしろにした文章が、過去の『若木』に掲載されたことがあつたでしょうか。

しかし一方で、こうした大変わかりやすい解説文を掲載してくださったことに感謝もしてまいります。平凡な私にも

「これはアカン！」とよくわかつたからです。

さあ、皆さま。今一度、『若木2月号』を読んでみてください。そして、『花菖蒲ノ會会報』上で意見交換をしましょう！



「**国史を貫いて不易**」である道義を守るのは、敬ふべきものを敬ふ態度であつて、多数のごり押し強制による権力維持とは**正反対**のものです。

神社本庁の議決機関であると憲章でさだめられた評議員会が、正常に機能して本問題が解決されることを期待します。